

# 適正な分別

## 事業系一般廃棄物

### 分別

リサイクルできないもの  
(可燃物)

**生ごみ・残飯**

**リサイクルできない紙類**  
 ・使用済の紙おしぼり  
 ・ティッシュペーパー  
 ・紙皿、紙コップ  
 ・500ml未満の紙パック類 等

**落ち葉・草 (土は取り除く)**

●黄色透明ごみ袋に入れてください。  
 ●産業廃棄物は少量であっても、可燃物に混ぜないでください。

---

**食品循環資源・木くず**

リサイクル(堆肥化)できる生ごみ      剪定枝などの木くず

●処分業者の受入基準に従ってください。

---

**紙類**

OA用紙

新聞紙  
折込チラシ

段ボール

分別ポイント

こんな紙もリサイクルできます!  
(雑がみ)

箱紙

紙芯

封筒  
包装紙

次のものは取り除いてください。  
 ●金属類(クリップ等) ●布類(紐じひも等)  
 ●プラスチック類(フィルム・セロハン等)

紙パック類  
(500ml以上)

機密書類  
(シュレッダー)

本類  
雑がみ

### 収集運搬

一般廃棄物の収集運搬業者に委託

清掃許可業者  
松山市

令和10年

※年シールは許可の有効年月日によって色が異なります。

または

自ら運搬

### 処分

**市のごみ処理施設へ**

**南クリーンセンター**  
 松山市市坪西町 1000 番地 1  
 TEL 089-971-8862  
 FAX 089-971-7400

**西クリーンセンター**  
 松山市大可賀三丁目 525 番地 6  
 TEL 089-953-1153  
 FAX 089-953-2811

**一般廃棄物の処分業者へ**

**(株)ロイヤルアイゼン総合資源リサイクルセンター**  
 松山市荻原乙 24-3 TEL 089-995-0181

※食品循環資源は、食品リサイクル法の登録再生利用事業者等に委託することもできます。

**古紙問屋へ**

リサイクルできるものはクリーンセンターに搬入できません。

**愛媛故繊維再生(株)**  
 松山市日の出町 10-55  
 TEL 089-943-0443

**(株)愛媛ダスト**  
 松山市南吉田 2384 番地 1  
 TEL 089-972-8217

**(株)金城滋商事**  
 松山市問屋町 10 番 7 号  
 TEL 089-925-1010

**南海産業(株)**  
 松山市福角町甲 1080-1  
 TEL 089-922-2102

**(株)カネシロ**  
 ・松山市空港通五丁目 7-2 ・松山市北吉田町 1293-1  
 TEL 089-973-2480

**故紙リサイクルセンター(株)**  
 松山市鷹子町 690-1  
 TEL 089-976-4485

**(株)ロイヤルアイゼン**  
 松山市東長戸一丁目 3-22  
 TEL 089-924-8583

## 産業廃棄物(例)

**廃プラスチック類**  
プラスチック製品・合成繊維製品・合成ゴム製品 など

ビニール袋    作業着・長靴    弁当容器    ペットボトル

**金属くず**    金属製品・缶類 など

クリップ    調理器具    一斗缶    工具類

**ガラスくず、コンクリートくず および陶磁器くず**

コップ    びん    茶碗等の陶磁器    コンクリートブロック※

※工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものは「がれき類」

**混合物**

複数の素材が混在し、分別が困難なもの  
(例: 廃プラスチック類と金属くずの混合物)

穴あけパンチ    ビニール傘

### 産業廃棄物の収集運搬業者に委託

産業廃棄物収集運搬車

〇〇株式会社  
000000号

または

自ら運搬

### 産業廃棄物の処分業者へ

廃プラスチック類は産業廃棄物です!

市のごみ処理施設は一般廃棄物の処理施設であるため、産業廃棄物を搬入することはできません。

事業活動に伴って生じる廃プラスチック類は、少量でも分別を徹底し、産業廃棄物として処理してください。

P3の産業廃棄物の種類を参考に分別を徹底してください。

許可業者情報はP10を参照してください。